

## 現金給与総額が前年比 0.8%減と 2年ぶりに減少

### 令和2年毎月勤労統計調査地方調査結果

毎月公表している「毎月勤労統計調査地方調査結果」について、令和2年1年間（令和2年1月から令和2年12月までの期間）の結果を取りまとめた。

#### I 令和2年地方調査結果

##### 事業所規模5人以上の状況（調査産業計）

###### (1) 賃 金

令和2年の1人平均月間現金給与総額（定期給与＋特別給与）は304,928円、名目賃金指数（現金給与総額）は99.7で、前年比0.8%減と2年ぶりに減少した。

現金給与総額のうち定期給与（所定内給与＋超過労働給与）は252,566円、名目賃金指数（定期給与）は100.2で、前年比0.3%増となった。

###### (2) 労働時間

令和2年の1人平均月間総実労働時間は137.5時間、総実労働時間指数は92.5で、前年比3.4%減と5年連続で減少した。

総実労働時間のうち所定外労働時間は9.3時間、所定外労働時間指数は76.2で、前年比16.4%減と5年連続で減少した。

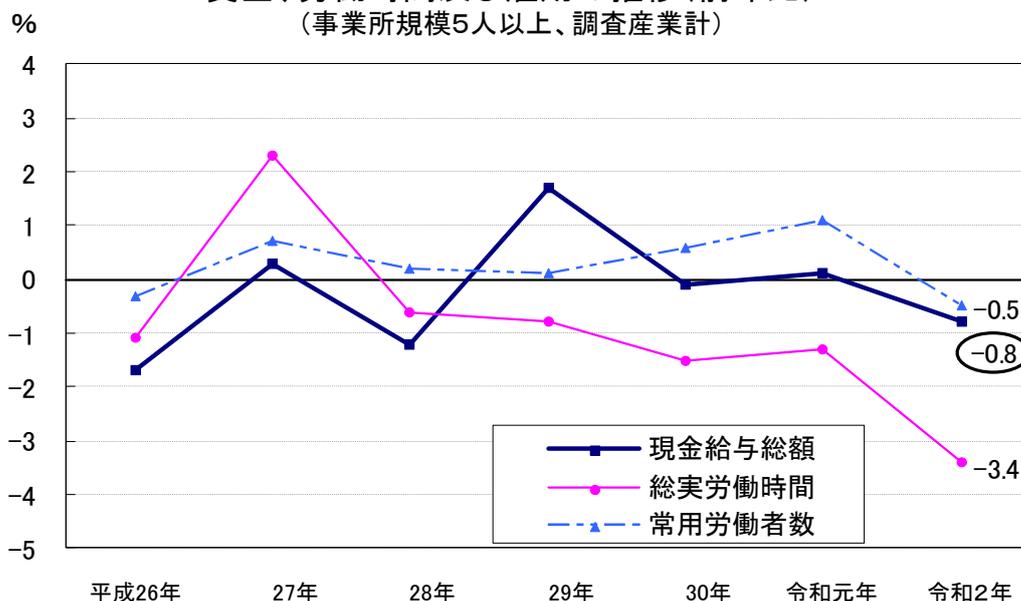
###### (3) 雇 用

令和2年の月間平均常用労働者数は1,405,797人、常用雇用指数は101.5で、前年比0.5%減と6年ぶりに減少した。

パートタイム労働者比率は30.9%で、前年差0.1ポイント増と2年ぶりに増加した。

賃金、労働時間及び雇用の推移（前年比）

（事業所規模5人以上、調査産業計）



## 産業別現金給与総額、総実労働時間及び常用労働者数

事業所規模 5 人以上

産 業	現金給与総額			総実労働時間			常用労働者数		
	実数	指数(名目)	前年比	実数	指数	前年比	実数	指数	前年比
	円		%	時間		%	人		%
調 査 産 業 計	304,928	99.7	-0.8	137.5	92.5	-3.4	1,405,797	101.5	-0.5
建 設 業	375,489	116.2	0.6	162.0	98.5	-0.9	68,046	111.5	2.6
製 造 業	365,004	96.7	-3.9	150.9	91.6	-5.2	385,167	98.2	-1.5
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	515,998	105.3	-9.9	146.0	95.7	-1.7	6,736	110.4	-0.4
情 報 通 信 業	398,619	88.5	1.8	153.7	97.6	0.2	18,091	113.7	3.8
運 輸 業 , 郵 便 業	300,689	99.3	-8.0	161.5	91.3	-9.0	92,241	107.1	3.6
卸 売 業 , 小 売 業	253,440	103.6	-5.8	130.2	93.8	-1.5	224,205	98.6	2.0
金 融 業 , 保 険 業	428,592	86.6	0.7	144.4	95.9	-1.1	30,717	94.9	-2.2
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	271,715	77.2	-8.3	135.5	86.8	-4.9	13,477	95.3	-1.8
学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	438,123	108.7	3.1	156.1	98.0	1.3	26,331	77.2	-22.2
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	124,220	94.4	-9.8	89.9	83.5	-11.7	115,843	100.2	-7.1
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	205,438	102.7	-1.5	111.0	81.6	-13.6	38,716	91.1	-1.9
教 育 , 学 習 支 援 業	388,407	108.0	32.0	130.8	100.1	8.6	85,795	128.9	16.4
医 療 , 福 祉	313,645	109.8	5.3	137.5	96.9	-0.6	182,469	102.5	-0.4
複 合 サ ー ビ ス 事 業	360,860	97.1	-1.2	143.5	96.9	0.3	12,783	90.2	2.0
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	203,764	92.0	-5.4	124.2	90.0	-2.2	105,072	106.2	-3.1

### ＜利用上の注意＞

- (1) この調査結果の数値は、調査事業所からの報告を基にして、本県の事業所規模 5 人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。
- (2) 現在の基準年は平成27年であり、指数は「平成27年平均=100」とする。
- (3) 対前年（前月）比等の増減率は、原則として指数により行っているため、実数から算定した場合とは必ずしも一致しない。

### ＜毎月勤労統計調査特別調査について＞

常用労働者 1～4 人を雇用する事業所を対象に、毎年 7 月 31 日現在で実施してきた「毎月勤労統計調査特別調査」は、新型コロナウイルス感染症に係る都道府県での業務負担の増大、調査員の確保が難しいこと等から、**令和 2 年における特別調査は中止となった。**